平成２７年（再イ）第１０号
愛知県半田市青山５丁目９番地の15　D’グラフォート半田青山603号室
再生債務者　榊原　宗雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第６２号
名古屋市中川区荒子町字大門西50番地の７コンパートハウス高畑201号
再生債務者　濵島　吉伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第６４号
名古屋市守山区瀬古１丁目816番地の14
再生債務者　蓼沼　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２９号
兵庫県西宮市枝川町８番24―101号
再生債務者　渡邊　東子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２６号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番20棟301号
再生債務者　石丸　哲郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第３１号
横浜市青葉区つつじが丘３番地３　パークフォリア青葉台つつじが丘レジデンス302
再生債務者　松平　剛也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第８１号
愛知県日進市岩崎台４丁目405番地　アビタシオン・トゥルワＣ棟101
再生債務者　鈴江　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第８号
滋賀県栗東市小柿９丁目４番６号
再生債務者　上井　正弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３９号
京都府宇治市伊勢田町大谷15番地の１　パデシオン宇治伊勢田Ⅱ番館716号
再生債務者　岡本　真二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２７年（再イ）第２１号
札幌市中央区南14条西11丁目１番３―801号
再生債務者　和田　孝一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第５６号
札幌市北区屯田11条３丁目３番25号
再生債務者　花田健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第６９号
札幌市東区苗穂町８丁目２番３―310号
再生債務者　本田　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
青森県弘前市大字門外４丁目14番地22　船水キワ方
再生債務者　伊勢田将直
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月31日　青森地方裁判所弘前支部

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
1．基金の名称　香川県建設業厚生年金基金
2．事務所の所在地　香川県高松市松福町２丁目15番24号
3．設立事業所の名称及び所在地　大王建設株式会社　高松市春日町、有限会社仁池建設　高松市上林町、谷口建設興業株式会社　高松市上林町、東洋土木興業株式会社　高松市上林町、株式会社原野組　高松市木太町、丸十建設工業株式会社　高松市木太町、野上建設株式会社　高松市塩上町、株式会社瀬戸内コムテック　高松市新田町、株式会社松田工業　高松市高松町、株式会社北村組　高松市東山崎町、株式会社久保土建　高松市東植田町、株式会社谷口工務店　高松市川部町、大通土建株式会社　高松市東山崎町、四国産業株式会社　高松市福岡町、別枝土建工業株式会社　高松市藤塚町、株式会社中塚工業　高松市伏石町、建設協同組合高松総合センター　高松市松福町、株式会社三溪建設　高松市三谷町、株式会社藪内建設　高松市屋島西町、株式会社富田組　さぬき市、有限会社開発工務店　東かがわ市、和光建設株式会社　東かがわ市、株式会社細川組　さぬき市、関西建設株式会社　さぬき市、株式会社白富士土建　さぬき市、大字建設株式会社　東かがわ市、下根建設有限会社　木田郡三木町、竹内建興株式会社　木田郡三木町、筒井工業株式会社　木田郡三木町、三木建設株式会社　木田郡三木町、株式会社松田組　高松市牟礼町、村井建設株式会社　高松市春日町、浜元建設株式会社　小豆郡小豆島町、安井建設株式会社　小豆郡小豆島町、株式会社矢田建設　小豆郡小豆島町、秋田工業株式会社　小豆郡小豆島町、有限会社岡田建設　小豆郡小豆島町、有限会社河内工務店　小豆郡小豆島町、星清建設株式会社　小豆郡小豆島町、株式会社竹本組　小豆郡小豆島町、田村石材株式会社　小豆郡小豆島町、松本建設株式会社　小豆郡小豆島町、唐櫃運送有限会社